

総社市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第18号

総社市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

総社市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成30年総社市条例第27号）の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。

（総社市都市計画税条例の一部改正）

第2条 総社市都市計画税条例（平成17年総社市条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 1～4 略 （法附則第15条第40項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。 6～15 略 16 法附則第15条第1項、第13項、第18項、<u>第19項、第21項から第25項まで</u>、第27項、<u>第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで</u>若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 17 略</p>	<p>附 則 1～4 略 （法附則第15条第39項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。 6～15 略 16 法附則第15条第1項、第13項、<u>第17項、第18項、第20項から第24項まで</u>、<u>第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項、第45項</u>若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 17 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の総社市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第16項の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは「第48項若しくは第49項」とする。